

令和8年度邑楽町協働のまちづくり活動支援事業補助金

この補助金は、町民と町とが一体となって協働の地域づくりを推進するため、町民を構成員とする団体が自主的に実施する地域の活性化等に資する事業に対して支援する制度です。

■補助対象団体

要件	<p>●以下のいずれかに該当する団体</p> <p>(1) 邑楽町行政区設置規程(平成元年邑楽町規程第1号)に規定する行政区</p> <p>(2) 次のア～ウのいずれにも該当する団体</p> <p>ア 構成員が5人以上である団体</p> <p>イ 構成員の半数以上が町内在住者である団体</p> <p>ウ 会則、規約その他の団体内で協議して定めた当該団体に係る規則を有する団体</p> <p>(3) 上記に定めるもののほか、町長が認める団体</p>
	<p>●上記に該当しても以下のいずれかに該当する団体は補助対象としません</p> <p>(1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体</p> <p>(2) 営利を目的とする団体</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制の下にある団体</p>

■補助対象事業

補助対象事業の区分		補助対象団体	補助金限度額	補助率	申請可能数
事業種別	対象となる事業の内容				
地域資源を活用した事業	地域の歴史及び文化の保存及び活用に関する事業	上記補助対象団体	5万円	10/10	当該年度1申請団体につき1事業のみ
	未利用の公共地及び耕作放棄地の活用に関する事業	上記補助対象団体	5万円		
地域を支える人づくり及び仕組みづくりに係る事業	地域福祉の充実及び地域住民の健康づくりに関する事業	上記補助対象団体	5万円		
	安全で安心な地域づくりに関する事業	行政区のみ	5万円		
	上記のほか地域を支える人づくり及び仕組みづくりに関する事業として町長が認める事業	上記補助対象団体	5万円		

●上記に該当しても以下のいずれかに該当する事業は補助対象としません

- 補助金を申請する団体の構成員の参加(労務、機械の提供等をいう。)が計画されていない事業
- 特定の個人又は団体(行政区は除く)のみが利益を受ける事業
- 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- 営利を目的とする事業
- 法令に違反する事業

■補助対象経費

項目	内容
原材料費	補助対象事業に直接必要な原材料費
通信運搬費	郵便代その他の補助対象事業の実施に必要なものの通信又は運搬に要する費用
燃料費	補助対象事業に必要な車両又は機械の燃料費
保険料	補助対象事業に参加する者への傷害保険料その他の補助対象事業実施に係る保険料
報償費	講師への謝金又は専門的技能を有する協力者への謝金 (1人当たり日額1万円以内とし、補助金限度額の2分の1を限度とする)
使用料 及び賃借料	車両、機械その他の補助対象事業に必要な物品及び補助対象事業に必要な場所(申請団体の構成員が提供するものを除く。)の使用料及び賃借料
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子その他の印刷物の作成に要する費用
消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入費
食糧費	補助対象事業に参加する者への飲食物購入費 (1人当たり500円以内とし、補助金限度額の2分の1を限度とする)
事務費	写真の印刷代、書類のコピー代その他の補助対象事業の実施に必要な事務に関する費用
※備品購入費	補助対象事業に必要な単価が1万円を超える物品の購入費 (補助金限度額の2分の1を限度とする)

※備品購入費が認められるのは、「補助対象事業の区分」のうち「安全で安心な地域づくりに関する事業」に限ります。

○領収書等の支払いが確認できる書類が必要です。

○事業に必要な労務費(団体構成員及び当該団体以外)及び団体構成員が提供する機械借上料は、補助対象団体の負担となります。

例えば、こんな取組に・・・

■行政区で防災訓練を開催したい ■伝統芸能の担い手を育成したい

■空き家で高齢者のサロンを開きたい ■地域に交流の場を作りたい など

申請にあたっての留意事項

●(相談) まずは役場企画課へ事業内容についてご相談ください。

●(申請) 内容により事業担当課を指定しますので、担当課へ申請してください。

＜お問い合わせ先＞

〒370-0692 邑楽町中野2570-1

邑楽町役場 企画課 企画調整係

TEL 0276-47-5009

FAX 0276-89-0136

MAIL plan@swan.town.ora.gunma.jp